

個人情報保護管理運営会議 付議事項

件名	地域広帯域移動無線アクセス（地域 BWA）システムによる無料公衆無線 LAN 環境の運用保守業務の委託等について（施設の追加）
----	---

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号（業務委託）

（担当部課：総合政策部区政情報課）

事業の概要

事業名	地域広帯域移動無線アクセス（地域 BWA）システムによる無料公衆無線 LAN 環境の運用
担当課	区政情報課 ※契約は無料公衆無線 LAN の導入施設の各所管課が締結する。
目的	区民等の情報検索・収集機会の充実等を図るため、区有施設等に無料公衆無線 LAN を整備する。
対象者	区有施設等の無料公衆無線 LAN によるインターネット利用者
事業内容	<p>1 概要</p> <p>現在、区では、地域広帯域移動無線アクセス（地域 BWA）システム（以下「地域 BWA」という。）を活用した無料公衆無線 LAN 環境を整備することで、情報検索・収集機会の充実、オンライン会議や講座等での活用等を推進している。（令和5年度第10回、令和6年度第8回新宿区個人情報保護管理運営会議了承済）</p> <p>この度、新たに1施設を追加することで、さらなる区民の利便性の向上を図ることとする。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>（1）業務委託</p> <p>基地局・専用受信端末（ルータ及びアクセスポイント）の運用保守業務を委託する。</p> <p>（2）業務委託（再委託）</p> <p>利用認証設備の運用保守、認証情報の管理業務を再委託する。</p> <p>3 導入施設</p> <p>計101施設（今回導入は1施設）</p> <p>※ 導入する区有施設等は、資料23-1のとおり</p> <p>※ 個人情報の流れは、資料23-2のとおり</p>

件名 地域広帯域移動無線アクセス（地域 BWA）システムによる無料公衆無線 LAN 環境の運用保守業務の委託について

※太字ゴシック（下線）は、令和6年度第8回新宿区個人情報保護管理運営会議承認済の内容からの変更箇所

保有課(担当課)	区政情報課
登録業務の名称	無料公衆無線 LAN の運用
委託先	株式会社ジェイコム東京（プライバシーマーク登録・安全安心マーク使用許諾取得済み）
委託に伴い事業者に処理させる情報項目（だれの、どのような項目か）	区有施設等の無料公衆無線 LAN によるインターネット利用者のメールアドレス・SNS アカウントに紐づく OpenID
処理させる情報項目の記録媒体	再委託先（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）が提供するサーバ
委託理由	<p>地域 BWA を活用した無料公衆無線 LAN の提供にあたっては、区内に地域 BWA の電波を発信する基地局を設置するとともに、区有施設等にその電波を受ける専用受信端末（ルータ及びアクセスポイント）を設置する必要がある。このため、地域 BWA の基地局、専用受信端末（ルータ及びアクセスポイント）の運用保守業務を委託する。</p> <p>なお、地域 BWA を活用した無料公衆無線 LAN の整備にあたっては、地域 BWA を活用したサービスを提供することについて、区からの同意及び総務省からの許可を得る必要がある。この同意及び許可を得ている株式会社 BWA ジャパンの協業事業者である上記委託事業は、区域内で地域 BWA を活用したサービスを提供できる唯一の事業者であることから、上記業務を委託する。</p>
委託の内容	基地局・専用受信端末（ルータ及びアクセスポイント）の保守
委託の開始時期及び期限	<p>令和7年9月15日から令和8年3月31日まで（次年度以降も、同様の業務委託を行う。）</p> <p>※当初の委託は、令和5年12月21日から開始している。</p>
委託にあたり区が行う情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
受託事業者に行わせる情報保護対策	別紙チェックリストのとおり

件名 地域広帯域移動無線アクセス（地域 BWA）システムによる無料公衆無線 LAN 環境の運用保守業務の再委託について

※太字ゴシック（下線）は、令和6年度第8回新宿区個人情報保護管理運営会議承認済の内容からの変更箇所

保有課(担当課)	区政情報課
登録業務の名称	無料公衆無線 LAN の運用
再委託先	株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス（プライバシーマーク登録・安全安心マーク使用許諾取得済み）
再委託に伴い事業者に処理させる情報項目（だれの、どのような項目か）	区有施設等の無料公衆無線 LAN によるインターネット利用者のメールアドレス・SNS アカウントに紐づく OpenID
処理させる情報項目の記録媒体	株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレスが提供するサーバ
再委託理由	<p>地域 BWA を活用した無料公衆無線 LAN の提供にあたっては、不特定かつ多数の利用者が利用することを踏まえ、不正防止の観点から、メールアドレスや SNS アカウントに紐づく OpenID により利用者情報の確認や認証を行う必要がある。</p> <p>上記事業者は、委託先である株式会社ジェイコム東京と連携して無料公衆無線 LAN の利用認証設備の保守・認証情報の管理を行っており、これまで多くの自治体で安全かつ安定的に無料公衆無線 LAN サービスを提供してきたノウハウと実績があるため、利用認証設備の保守、認証情報の管理を再委託する。</p>
再委託の内容	利用認証設備の保守、認証情報の管理
再委託の開始時期及び期限	<p>令和7年9月15日から令和8年3月31日まで（次年度以降も、同様の業務委託を行う。）</p> <p>※当初の委託は、令和5年12月21日から開始している。</p>
再委託にあたり区が行う情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
再委託事業者に行わせる情報保護対策	別紙チェックリストのとおり

地域広帯域移動無線アクセス（地域BWA）システムによる
無料公衆無線ＬＡＮ環境を整備する施設一覧

(資料23-1)

No	名称	所管課
1	区役所本庁舎	区政情報課
2	新宿NPO協働推進センター	地域コミュニティ課
3	北新宿生涯学習館	生涯学習スポーツ課
4	赤城生涯学習館	生涯学習スポーツ課
5	戸山生涯学習館	生涯学習スポーツ課
6	住吉町生涯学習館	生涯学習スポーツ課
7	西戸山生涯学習館	生涯学習スポーツ課
8	区民ギャラリー	生涯学習スポーツ課
9	四谷スポーツスクエア	生涯学習スポーツ課
10	新宿コズミックスポーツセンター	生涯学習スポーツ課
11	新宿スポーツセンター	生涯学習スポーツ課
12	大久保スポーツプラザ	生涯学習スポーツ課
13	新宿ここ・から広場多目的運動広場	生涯学習スポーツ課
14	しんじゅく多文化共生プラザ	多文化共生推進課
15	四谷地域センター	四谷特別出張所
16	四谷区民ホール	四谷特別出張所
17	四谷ひろば	四谷特別出張所
18	牛込箪笥地域センター	箪笥町特別出張所
19	牛込箪笥区民ホール	箪笥町特別出張所
20	榎町地域センター	榎町特別出張所
21	若松地域センター	若松町特別出張所
22	大久保地域センター	大久保特別出張所
23	戸塚地域センター	戸塚特別出張所
24	落合第一地域センター	落合第一特別出張所
25	落合第二地域センター	落合第二特別出張所
26	柏木地域センター	柏木特別出張所
27	角筈地域センター	角筈特別出張所
28	漱石山房記念館	文化観光課
29	新宿観光案内所	文化観光課
30	新宿歴史博物館	文化観光課
31	佐伯祐三アトリエ記念館	文化観光課
32	中村彝アトリエ記念館	文化観光課
33	林芙美子記念館	文化観光課
34	新宿文化センター	文化観光課
35	産業会館	産業振興課
36	高田馬場創業支援センター	産業振興課

地域広帯域移動無線アクセス（地域BWA）システムによる
無料公衆無線ＬＡＮ環境を整備する施設一覧

(資料23-1)

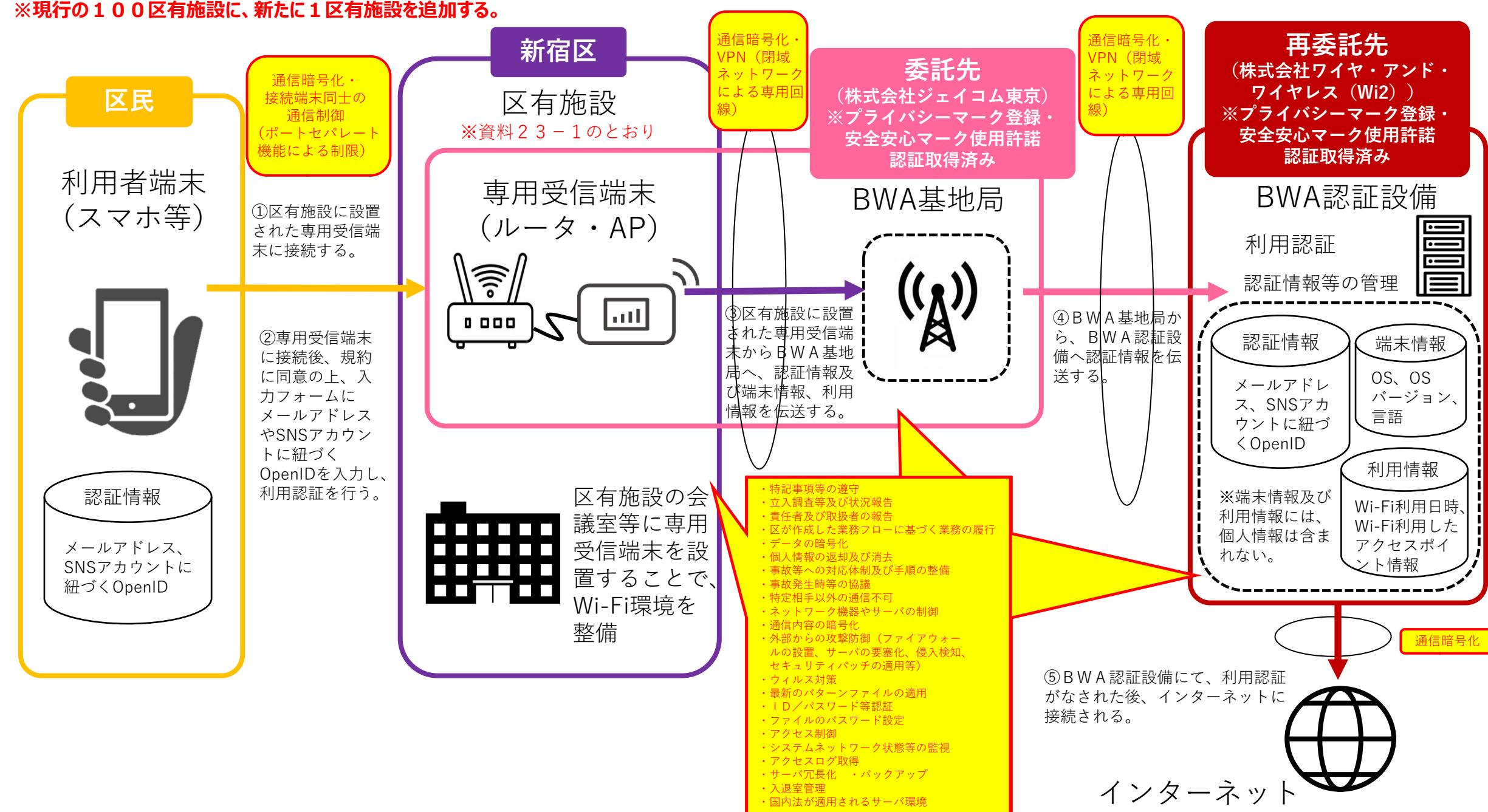
No	名称	所管課
37	新宿消費生活センター分館	消費生活就労支援課
38	あゆみの家	障害者福祉課
39	障害者生活支援センター	障害者福祉課
40	障害者福祉センター	障害者福祉課
41	社会福祉協議会（視覚障害者・聴覚障害者交流コーナー）	障害者福祉課
42	信濃町シニア活動館	地域包括ケア推進課
43	戸山シニア活動館	地域包括ケア推進課
44	高田馬場シニア活動館	地域包括ケア推進課
45	西新宿シニア活動館	地域包括ケア推進課
46	北新宿地域交流館	地域包括ケア推進課
47	本塙町地域交流館	地域包括ケア推進課
48	北山伏地域交流館	地域包括ケア推進課
49	中町地域交流館	地域包括ケア推進課
50	早稲田南町地域交流館	地域包括ケア推進課
51	百人町地域交流館	地域包括ケア推進課
52	高田馬場地域交流館	地域包括ケア推進課
53	上落合地域交流館	地域包括ケア推進課
54	北新宿第二地域交流館	地域包括ケア推進課
55	東五軒町地域交流館	地域包括ケア推進課
56	新宿地域交流館	地域包括ケア推進課
57	山吹町地域交流館	地域包括ケア推進課
58	下落合地域交流館	地域包括ケア推進課
59	西早稲田地域交流館	地域包括ケア推進課
60	中落合地域交流館	地域包括ケア推進課
61	薬王寺地域ささえあい館	地域包括ケア推進課
62	ささえーる 中落合	地域包括ケア推進課
63	高齢者地域交流スペース 一福	地域包括ケア推進課
64	男女共同参画推進センター	男女共同参画課
65	子ども総合センター	子育て支援課
66	信濃町子ども家庭支援センター	子ども相談支援課
67	中落合子ども家庭支援センター	子ども相談支援課
68	北新宿子ども家庭支援センター	子ども相談支援課
69	榎町子ども家庭支援センター	子ども相談支援課
70	北新宿第一児童館	子育て支援課
71	本塙町児童館	子育て支援課
72	北山伏児童館	子育て支援課

地域広帯域移動無線アクセス（地域BWA）システムによる
無料公衆無線ＬＡＮ環境を整備する施設一覧

(資料23-1)

No	名称	所管課
73	中町児童館	子育て支援課
74	薬王寺児童館	子育て支援課
75	早稲田南町児童館	子育て支援課
76	富久町児童館	子育て支援課
77	百人町児童館	子育て支援課
78	高田馬場第二児童館	子育て支援課
79	上落合児童館	子育て支援課
80	西落合児童館	子育て支援課
81	中井児童館	子育て支援課
82	東五軒町児童館	子育て支援課
83	高田馬場第一児童館	子育て支援課
84	西新宿児童館	子育て支援課
85	四谷保健センター	四谷保健センター
86	東新宿保健センター	東新宿保健センター
87	環境学習情報センター	環境対策課
88	西早稲田リサイクル活動センター	ごみ減量リサイクル課
89	新宿リサイクル活動センター	ごみ減量リサイクル課
90	教育センター	教育支援課
91	中央図書館	中央図書館
92	四谷図書館	中央図書館
93	鶴巻図書館	中央図書館
94	西落合図書館	中央図書館
95	戸山図書館	中央図書館
96	北新宿図書館	中央図書館
97	中町図書館	中央図書館
98	角筈図書館	中央図書館
99	大久保図書館	中央図書館
100	下落合図書館	中央図書館
101	こども図書館	中央図書館

※現行の100区有施設に、新たに1区有施設を追加する。



5 業務委託にかかる個人情報保護対策チェックリスト

(電磁的媒体・紙媒体の取扱い)

<p>・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「-」</p>		情報保護対策
委託にあたり区が行う 情報保護対策 【運用上の対策】	○	契約にあたり、「特記事項」を付すとともに、個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守するよう指導する。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠するよう指導する。
	○	契約履行の間、特記事項に基づき立入り調査等を実施するとともに、委託先に対し速やかに状況報告をするよう指導する。
	○	再委託先がある場合には、委託先との間に立入り調査等ができる契約内容を付すとともに、必要に応じて又は定期的に立入り調査等を実施するよう指導する。
	○	取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告するよう指導する。
	○	全体の業務フローを作成し、委託先と共有する。
	○	取扱う個人情報の管理について、必要に応じて又は定期的に確認する体制を構築するよう指導する。
	○	個人情報を含むデータを作成する必要が生じた場合は、パスワードを付してデータを暗号化する。また、電磁的媒体（DVD-R等）とパスワード通知書の受渡しは、それぞれ別の機会を設定し、鍵付きカバン等を使用して、手渡しで行うよう指導する。
	- (電子データのみの取扱いのため)	個人情報を手交する場合は、鍵付きカバン等を使用して運搬する。
	- (電子データのみの取扱いのため)	個人情報の受渡しにあたっては、管理簿に記載する。管理簿には、日時、取扱者、情報の内容、数量を確認記録票に記録し、履歴を追跡できるようにする。
	- (電子データのみの取扱いのため)	個人情報は、施錠できる金庫又はキャビネット等に保管する。
委託にあたり区が行う 情報保護対策 【システム上の対策】	○	業務履行後、個人情報が記録された電磁的媒体（DVD-R等）、紙媒体及びパスワード通知書は返却し、電子データは消去するよう指導する。また、区に電子データの消去を行ったことの報告書を提出するよう指導する。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備し、委託先と緊急時の連絡体制や対応手順を確認する。
	○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに委託先と今後の対応を協議する。
	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とする。
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定する。
	○	通信内容は暗号化し、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御する。
	○	コンピューターウィルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用する。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定するとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底する。

5 業務委託にかかる個人情報保護対策チェックリスト

(電磁的媒体・紙媒体の取扱い)

<p>・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「-」</p>		情報保護対策
委託事業者に行わせる 情報保護対策 【運用上の対策】	○	契約にあたり、「特記事項」を付すとともに、個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠させる。
	○	契約履行の間、特記事項に基づき立入り調査等を受けさせるとともに、委託先に対し速やかに状況報告をさせる。
	○	再委託先がある場合には、委託先との間に立入り調査等ができる契約内容を付すとともに、必要に応じて又は定期的に立入り調査等を実施させる。
	○	取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定させ、区に報告させる。
	○	区が作成した業務フローに基づき、業務を行わせる。
	○	取扱う個人情報の管理について、必要に応じて又は定期的に確認する体制を構築させる。
	○	個人情報を含むデータを作成する必要が生じた場合は、パスワードを付してデータを暗号化させる。電磁的媒体（DVD-R等）とパスワード通知書の受渡しは、それぞれ別の機会を設定し、鍵付きカバン等を使用させ、手渡しで行わせる。
	-	個人情報を手交する場合は、鍵付きカバン等を使用して運搬させる。
	- (電子データのみの取扱いのため)	個人情報の受け渡しにあたっては、管理簿に記載させる。管理簿には、日時、取扱者、情報の内容、数量を確認記録票に記録し、履歴を追跡できるようにさせる。
	- (電子データのみの取扱いのため)	個人情報は、施錠できる金庫又はキャビネット等に保管させる。
委託事業者に行わせる 情報保護対策 【システム上の対策】	○	業務履行後、個人情報が記録された電磁的媒体（DVD-R等）、紙媒体及びパスワード通知書は返却させ、電子データは消去させる。また、区に電子データの消去を行ったことの報告書を提出させる。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備させ、区と緊急時の連絡体制や対応手順を確認させる。
	○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに区と今後の対応を協議させる。
	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とする。
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定させる。
	○	通信内容は暗号化させ、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じさせ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御させる。
	○	コンピューターウィルス感染等がないよう、ウィルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させる。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定させるとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底させる。
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得させる。取得したログは、定期的に分析させる。
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備させる。
	○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止させる。
	○	システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にさせる。